

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その十)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

普遍的定期審査（UPR）の審査の基礎となる文書は、二〇〇七年六月一八日の人権理事会の制度構築決議（五／一附属書）により、（一）被審査国により準備された情報（政府報告書）、（二）人権条約機関、特別手続に含まれた情報や人権高等弁務官事務所等による集成、そして（三）他の利害関係者（国際NGOなど）により提供された追加的な信頼性のある文書である。なかでも、国連加盟国同士による相互審査というグループ・ポリティクスが働きやすい制度に客観性を付与する役割を担うのが、（二）の人権条約機関等の集成である。

前号で紹介したように、中国の第三回UPRの事前質問では、途上国により中国の社会権に関する実践と経験

を自国の参考にしたという趣旨の質問が多くなされていた。はたして、そのような途上国の評価は中国の社会権に関する人権状況を正確に反映しているものだろうか。そのような観点から、中国の社会権に関する人権条約機関等の集成を見てみよう。

まず、社会権規約委員会は、中国が、周辺に追いやられた恵まれない個人及び集団による社会権の享受に関して、当該個人及び集団を保護するための包括的な差別禁止法を制定していないことに遺憾の意を表明した。また、極度の貧困と人権に関する特別報告者は、貧困撲滅または人権に関する政府文書や、国内の人権行動計画でLGBT+の人たちへの言及がなされていない点を指摘すると同時に、中国政府がこれらの人々の権利を担当する政府の部署を設置し、早急にこの集団の貧困に関して調査を始めるように強く求めた。

また、女子差別撤廃委員会は、男子選好という伝統に反映されているように、家庭や社会における男女の役割と責任に関する固定観念が根強い中国社会の現状に依然として強い懸念を抱いていた。性選択的中絶及び強制的な中絶や不妊手術、女児殺害などの違法な慣行によって、いびつな男女比率が生まれていることを指摘した。同委員会は、中国に対し、性選択的中絶及び強制的な中絶や

不妊手術、女兒殺害に対応する既存の法的措置の履行の強化を強く求めた。なお、児童の権利委員会も同様の懸念を表明した。

さらに、対外債務その他関連の国際金融債務があらゆる人権、特に社会権の十全な享受に及ぼす影響に関する独立専門家は、中国の金融機関が支援する開発プロジェクトは利益を上げているものの、そうしたプロジェクトには、一部の個人やコミュニティに、環境上、社会上及び人権上の悪影響をもたらしているものがあると指摘した。環境及び社会への影響の緩和については著しい進展があったものの、国際融資や外国向け投資における人権の明示的尊重と保護を確保するための包括的な枠組みは、依然として不十分だといっている。

この他、社会権規約委員会が依然として懸念を表明したのは、産業公害と食品汚染が環境に及ぼす悪影響と、さらにそれらが中国が締約国である社会権規約が保障する相当な生活水準及び健康を享受する権利にも悪影響をもたらしている点であった。さらに同委員会は、これらの措置の履行及び監視が十分に行なわれていないこと、及び環境法違反に対して、行政当局や民間企業が説明責任を負っていない点についても懸念を表明した。こうしたこともあり、同委員会は、中国国内で事業を行なう企

業が、その活動によって社会権を促進し、それら権利の享受に悪影響をもたらさないように、中国に対し、規制の明確な枠組みを構築するよう勧告した。

さらに、児童の権利委員会は、中国本土で児童の鉛中毒の罹患率と有病率が高く、その結果、特に地方の貧しい地域では、何百万人もの子どもに、恒久的な精神的及び肉体的障害が蔓延している点を深く憂慮した。同委員会が特に憂慮したのは、病を煩った子どもやその家族への救済措置が不足していることと、治療や病気にに関する情報を得ようとした個人が脅迫されたことや、病を患った子どもが適切な治療を受けられなかったとの報告があったことだった。

このように、中国の第三回UPRで途上国によって評価されていた中国の社会権に関する人権状況には、中国が締約国である条約機関等により多くの懸念が表明されており、手放しで賞賛する途上国の態度は中国社会の社会権の実態とは乖離していることがわかる。

今回は、自由権に関する条約機関の評価を検討したい。